

公務員の総人件費の削減に向けて

平成17年2月28日

牛尾 治 朗

奥 田 碩

本 間 正 明

吉 川 洋

民間企業が総人件費を抑制している中、税金で運営される国や地方自治体はそれ以上の厳しさで公務員の総人件費削減に取り組まねばならない。しかし、国家公務員の総人件費は、主として定員を総務省、給与を人事院が管轄していることもあって、全体としての効率化が進みにくい。地方公務員の人件費も、まだ効率化の余地が大きい。国・地方ともに「効率的で小さな政府」を目指し、具体的な目標を掲げて、公務員の総人件費を大胆に削減する方策を検討すべきである。

1、公務員の定員削減について

- ・ 現在、国は「5年間で10%以上」の定員削減計画を策定する方針であり、地方自治体も毎年1万人程度の削減努力を行っており、効率化に取り組んでいる。しかし、これをさらに一歩進める努力が必要である。
- ・ 国の定員削減計画は増員についての縛りが無いが、純減目標を掲げ、増員の必要性についての厳しい精査と大胆な再配置を進め、一層の純減を確保すべきである。地方も同様の取り組みを行うべきである。
- ・ その際、国の地方支分部局については、組織・業務の整理・廃止を含む一段の見直しが必要である。各府省は抜本的な見直しを行うこととし、総務省は、18年度の取組方針についてご報告いただきたい。残る業務についても、市場化テストの対象とすることを検討すべきである。
- ・ 地方自治体における市場化テストの導入や、アウトソーシングの取組みを比較評価できるよう、総務省が一覧表示することが望ましい。
- ・ 総務省は、自治体の合併による合理化効果を検証し、公開すべきである。これは、合併促進策の政策評価として重要である。

2、国家公務員の給与の見直しについて

- ・ 人事院は、各地域における民間との給与格差の実態を反映し、地方に勤務する国家公務員の給与水準を引き下げるための改革を行うべきである。

- ・ 人事院は、民間企業の給与水準・体系の変化をより精緻に反映し、国家公務員の給与制度を抜本的に見直していくべきである。
- ・ 人事院は、現在30種類存在する特殊勤務手当（別紙）について、社会経済動向の変化を踏まえ、その必要性・水準をゼロベースで見直すべきである。
- ・ 一般職国家公務員以外の公務員の人件費も、厳しい見直しが必要である。
- ・ 運営費交付金の形で税金が投入されている独立行政法人・国立大学法人についても、総務省及び文部科学省は、給与の見直しの取組を厳格にモニターする必要がある。

3、地方公務員の給与の見直しについて

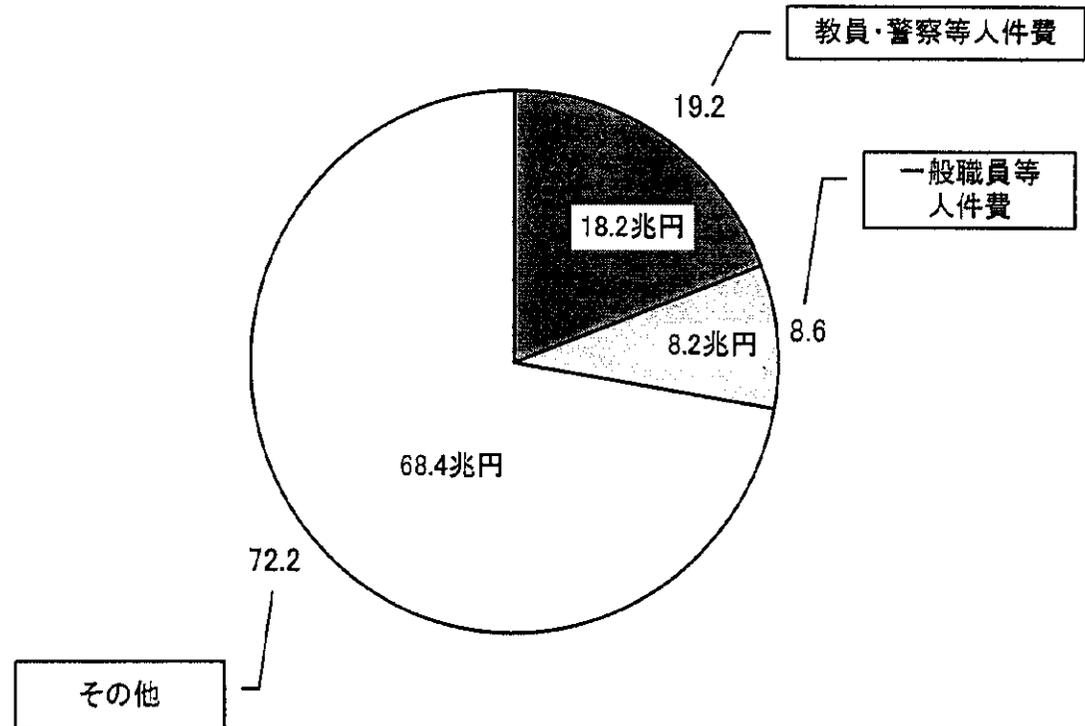
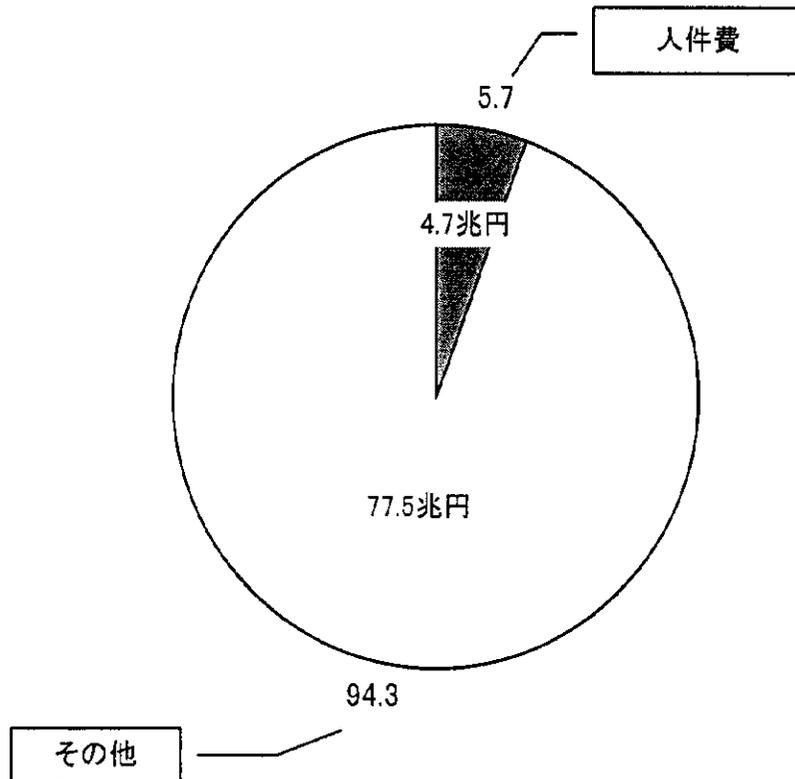
- ・ ラスパイレス指数でみると国と地方の公務員の給与格差は小さくなっているが、地方における官民の給与格差は縮小していないのではないか。人事委員会が算定した官民較差率は、実態が正確に反映されているかどうか検討する必要がある（注）。地方における官民の給与格差の算定方法を明らかにするとともに、実態がより正確に反映されるよう早急に検討し、勧告のあり方を改革すべきである。
- ・ 地方自治体は、給与水準が一段と高い技能労務職について、ラスパイレス指数を公表し、官民格差、国との格差を踏まえ、抜本的な見直しを行うべきである。
- ・ 地方自治体は、各種手当の実態を住民に公表するとともに、不適正なものは速やかに見直すべきである。総務省も、市町村を含めた一段の精査を行うべきである。
- ・ 職務の内容に比して給与の等級付けが高い、“わたり”について、総務省は、実態を調査し、結果を公表する等の方法により、是正の取組みを強化すべきである。
- ・ 総務省は、「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」等において、上記の点を含め、地方公務員の給与に関する実態把握・情報公開、地方の給与の官民格差・国と地方の格差のより適切な把握・比較の方法等の検討を行い、地方公務員の給与決定の適切な考え方等を示すべきである。

注：全国の人事委員会が算定した官民較差率は、別表にある通り、人事院の調査した地域別官民較差率ほどの差がなく、また、地域間の差及び国の官民較差率との差もあまりみられない。

国の一般会計に占める人件費の割合
(17年度一般会計当初予算額)

地方の普通会計に占める人件費の割合
(14年度普通会計決算額)

(単位 %)



- (注) 1 人件費(国)は、国の一般会計の国家公務員(国会・裁判所職員、自衛官等を含み、国会議員は除く)の人件費
 2 人件費(教員・警察等)は、地方普通会計のうち、特別行政(教育、警察、消防)及び福祉関係の職員の人件費
 3 人件費(地方一般職員等)は、福祉職員を除く一般行政の職員、特別職及び地方議会議員の人件費
 4 人件費には、給与・手当でのほか、共済負担金等を含む

特殊勤務手当（30種類）の概要

平成16年4月1日現在

手当の名称	対象業務	手当額
高所作業手当	足場の不安定な高所で行う建設作業等	日 200～520
坑内作業手当	トンネル、鉱山等の坑内で行う作業等	日 450～2,600 ※
爆発物取扱等作業手当	高層気象観測用気球に水素ガスを充填する作業等	日 200～5,200
水上等作業手当	水面上で行う輸入木材の検査等	日(回)220～2,600 ※
航空手当	航空機に搭乗して行う業務	時 1,200～5,100 ※
死刑執行手当	死刑を執行する作業及びこれを直接補助する作業	回 20,000
死体処理手当	死体の収容作業等	日 1,000～1,600 ※
防疫等作業手当	感染症に汚染されている区域で行う患者の看護等	日 290
有害物取扱手当	青酸ガス等を使用して行う輸出入植物のくん蒸作業等	日 250～290
放射線取扱手当	エックス線等の放射線を人体に対して照射する作業等	日 230
異常圧力内作業手当	高圧治療室内での診療、潜水作業等	時(回)210～2,200 ※
自動車等検査作業手当	自動車、船舶等の検査等	日 250～320
道路上作業手当	交通を遮断しない道路上で行う維持修繕の作業等	日 300～450
災害応急作業等手当	災害発生時に河川の堤防等で行う応急作業等	日 350～910 ※
山上作業手当	勤務環境劣悪な山上の無線中継所等で行う保守の作業等	日 260～520
移動通信等作業手当	犯罪捜査等現場に出動して行う通信施設の設置作業等	日 560 ※
特殊現場作業手当	勤務環境劣悪なダム工事作業所等における作業	日 210～690 ※
航空管制手当	航空交通管制部等で行う航空管制業務	月 5,000～17,500
夜間特殊業務手当	深夜における通信設備の運用又は保守の作業等	回 410～1,100
夜間看護等手当	深夜における患者の看護等	回 1,620～6,800 ※
用地交渉等手当	公共事業に必要な土地の取得等のために行う交渉業務	日 650 ※
鑑識作業手当	指紋、手口等を利用して行う犯罪鑑識等の作業	月 6,200
刑務作業監督等手当	刑務官等が行う被収容者の刑務作業の監督等	日(回)200～900 ※
護衛等手当	天皇又は皇族の護衛、プルトニウム海上輸送護衛等	日(回)320～2,000 ※
会計実地検査手当	会計実地検査等の業務	月 10,000～14,000
犯則取締等手当	国税犯則事件の調査、取締り等	日 500～7,700 ※
極地観測手当	南極における観測業務	日 1,800～4,100 ※
国際緊急援助等手当	国際緊急援助活動として行う救助業務等	日 1,400～7,500 ※
特別巡視手当	公海において操業する日本漁船の操業秩序の維持等	日 250～580 ☆
小笠原業務手当	小笠原諸島に所在する官署における業務	日 300～700 ※

(注) 1 対象業務は、種々の条件を付して特定されている。

2 手当額欄の※は、別に加算措置が定められているものを示す。

★3 特別巡視手当は平成17年度より廃止予定

平成15年度における各人事委員会の勧告

(単位：%)

国	民間給与実態調査		人事院・人事 委員会勧告改 定率(注2)	給与改定実施状 況(注3) ◎	給与改定後の公 民較差率(注4) ◎
	公民較差率(注1) ◎ *マイナスは公務員給 与が民間給与より高 いことを示す	給与抑制措置(給 料カット、昇給 延伸)後の給与と の公民較差率◎			
国	-1.07		-1.07	-1.07	0.00
北海道	-1.21	0.32	-1.13	算定せず	
青森県	-2.22		-1.04	-1.04	-1.18
岩手県	-1.90		-1.20	-1.20	-0.70
宮城県	-1.09		-1.03	-1.03	-0.06
秋田県	-1.51		-1.03	-1.03	-0.48
山形県	-1.20		-1.04	-1.04	-0.16
福島県	-1.12		-1.09	-1.09	-0.03
茨城県	-1.12		-1.10	-1.10	-0.02
栃木県	-1.05		-1.06	-1.06	0.01
群馬県	-1.09	-0.86	-1.07	-1.07	0.21
埼玉県	-1.06	-0.51	-1.07	-1.06	0.55
千葉県	-1.07		-1.07	-1.07	0.00
東京都	-0.80	0.87	-0.80	-0.80	1.67
神奈川県	-1.05	0.95	-1.05	算定せず	
新潟県	-1.12	0.82	-1.06	-1.06	1.88
富山県	-1.08		-1.08	-1.08	0.00
石川県	-1.09		-1.09	-1.09	0.00
福井県	-1.09		-1.09	-1.09	0.00
山梨県	-1.05		-1.06	-1.06	0.01
長野県	-1.06	4.72	-1.05	-1.05	5.77
岐阜県	-1.08		-1.07	-1.07	-0.01
静岡県	-1.09		-1.09	-1.09	0.00
愛知県	-1.10		-1.10	-1.09	-0.01
三重県	-1.09		-1.09	-1.09	0.00
滋賀県	-1.06	0.55	-1.05	-1.05	1.60
京都府	-1.08	1.36	-1.06	-1.06	2.42
大阪府	算定せず	2.16	2.16	-1.01	3.17
兵庫県	-1.19	0.29	-1.06	-1.06	1.35
奈良県	-1.08	0.87	-1.08	-1.08	1.95
和歌山県	-1.20	-0.13	-1.18	-1.18	1.05
鳥取県	-2.94	1.71	-1.10	-1.10	2.81
島根県	-1.70	1.24	-1.64	-1.58	2.82
岡山県	-1.10		-1.05	-1.05	-0.05
広島県	算定せず	0.33	-1.09	-1.09	1.42
山口県	-1.15		-1.13	-1.13	-0.02
徳島県	-1.07		-1.06	-1.06	-0.01
香川県	-1.08		-1.06	-1.06	-0.02
愛媛県	-1.07		-1.06	-1.06	-0.01
高知県	-1.09		-1.06	-1.06	-0.03
福岡県	-1.19		-1.09	-1.09	-0.10
佐賀県	-1.64		-1.28	-1.28	-0.36
長崎県	-1.17		-1.07	-1.07	-0.10
熊本県	-1.12	-0.91	-1.05	-1.05	0.14
大分県	-1.13		-1.06	-1.06	-0.07
宮崎県	-1.18		-1.17	-1.17	-0.01
鹿児島県	-1.10		-1.07	-1.07	-0.03
沖縄県	-1.16		-1.03	-1.03	-0.13

(出典：平成15年人事院勧告、各人事委員会勧告)

(注1) 人事院、人事委員会が民間事業者の給与実態調査により算定した公務員給与と民間給与の較差率
(自治体で給与抑制措置を行なっている場合は、この措置がないとした場合の較差率)。

*公民較差率=(民間給与-公務員給与)/公務員給与

(注2) 人事院、人事委員会が実際に政府、自治体に対して勧告した給与改定率

(注3) 政府、自治体が行なった給与改定率

(注4) 給与改定後の公民較差率 [◎=(注1) (給与抑制措置を行なっている場合は◎)-(注3)]

地域別官民給与の較差

地 域	官 民 給 与 の 較 差
全 国	0.01%
北 海 道 ・ 東 北	△4.77%
関 東 甲 信 越	2.00%
東 京 都	3.72%
中 部	△1.86%
近 畿	△0.17%
中 国 ・ 四 国	△2.34%
九 州 ・ 沖 縄	△2.60%

(注) 各地域に含まれる都道府県は、次のとおりである。

「北海道・東北」…北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

「関東甲信越」…茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

「中部」…富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

「近畿」…滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

「中国・四国」…鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

「九州・沖縄」…福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

出典：人事院「平成16年度 職員の給与に関する報告」